

兵庫県医師国民健康保険組合規約の一部改正

(現 行)

第2章 被 保 険 者

(資格の取得)

第9条 組合に加入しようとする者は、氏名・住所・性別・生年月日・職業・医療機関名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書きの規定による承認に関する事項を含む。以下同じ）並びに世帯に属するものの氏名・性別・生年月日・職業・使用される事業所名と組合員との続柄及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

- 2 前項の申し込みをしたものは、理事が加入の申し込みを受理した日に被保険者とする。
- 3 前項の受理は、第1項の申し込みをした日から30日以内に行わなければならない。
- 4 組合員及び准組合員の世帯において、新たに被保険者となる者があるときは、その組合員は、14日以内に第1項による書面をもって、その旨を組合へ届け出なければならない。

第5章 保 険 料

保険料の賦課額)

第26条 組合員は、保険料として次の区分による月額を組合に納付しなければならない。

- 1 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下単に「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため算定した基礎賦課額。ただし、第二種組合員の基礎賦課額は、第二種組合員の保健事業に充てるために算定した額とする。

(1) 第一種組合員1人につき（組合職員を除く）	23,000円
(2) 第二種組合員1人につき	5,000円
(3) 准組合員1人につき	11,000円
(4) 組合職員1人につき	11,000円
(5) 組合員・准組合員・組合職員の家族1人につき	7,500円

- 2 組合員は（第二種組合員を除く）、後期高齢者支援金として支援金保険料を組合員・准組合員の世帯に属する被保険者全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

後期高齢者支援金保険料 被保険者1人につき 3,500円

(改 正)

第2章 被 保 険 者

(資格の取得)

第9条 組合に加入しようとする者は、氏名・住所・性別・生年月日・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）・職業・医療機関名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書きの規定による承認に関する事項を含む。以下同じ）並びに世帯に属するものの氏名・性別・生年月日・個人番号・職業・使用される事業所名と組合員との続柄及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

- 2 略
- 3 略
- 4 略

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第26条 略

- 1 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下単に「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため算定した基礎賦課額。ただし、第二種組合員の基礎賦課額は、第二種組合員の保健事業に充てるために算定した額とする。

(1) 第一種組合員1人につき（組合職員を除く）	29,500円
(2) 第二種組合員1人につき	5,000円
(3) 准組合員1人につき	12,500円
(4) 組合職員1人につき	12,500円
(5) 組合員・准組合員・組合職員の家族1人につき	9,000円

- 2 略

3 組合員は、介護納付金として被保険者の属する組合員及び准組合員の世帯に係る次の金額を毎月、前各号に規定する保険料に併せ保険料として、毎月組合に納付しなければならない。

介護保険法第9条第2号被保険者1人につき 4,000円

4 組合員は、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者並びに准組合員及び准組合員の世帯に属する被保険者（以下「被保険者等」という。）の相互扶助を目的とした、組合被保険者等福利共済事業の運営負担金として、組合員・准組合員の世帯に属する被保険者等全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

被保険者等1人につき 1,000円

3 略

4 略

（保険料の減免）

第34条 保険料の納付義務者が前条各号のいずれかに該当するもののうち必要があると認められるものに対し、その申請により理事会の承認を得て、規約第26条第1項に規定する基礎賦課額について減免することができる。

2 組合員の前年の所得により決定される、当該年度（4月から3月）の住民税の課税総所得金額が200万円未満であるときは、理事会の議を経て、規約第26条第1項に規定する当該年度の基礎賦課額を減額することができる。

ただし、その申請は当該年度の7月末日までの申請は年度当初から、それ以降の申請は、申請のあった翌月より基礎賦課額を減額することができるものとする。

3 前項の規定による基礎賦課額は次のとおりとする。

（第一種組合員基礎賦課額）

区 分	組合員	准組合員	家 族
150万円以上 200万円未満	14,000円	11,000円	3,000円
100万円以上 150万円未満	10,000円	11,000円	2,500円
50万円以上 100万円未満	6,500円	11,000円	2,000円
50万円未満	3,000円	11,000円	1,500円
0	1,500円	11,000円	1,000円

（第二種組合員基礎賦課額）

区 分	組合員	准組合員	家 族
100万円以上 200万円未満	4,000円	-----	-----
50万円以上 100万円未満	2,000円	-----	-----
0	1,000円	-----	-----

（保険料の減免）

第34条 略

2 略

3 略

（第一種組合員基礎賦課額）

区 分	組合員	准組合員	家 族
150万円以上 200万円未満	18,000円	12,500円	3,500円
100万円以上 150万円未満	13,000円	12,500円	3,000円
50万円以上 100万円未満	8,500円	12,500円	2,500円
50万円未満	4,000円	12,500円	2,000円
0	2,000円	12,500円	1,500円

（第二種組合員基礎賦課額）

略

附則

1. この規約は、平成28年1月1日より施行する。

2. この規約は、平成28年4月1日より施行する。

ただし、この規約による第26条の規定は、平成28年4月分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。